

2024 年 3 月 22 日

2024 年度前期 JWTA 次世代育成強化指定選手 選考規程

1. JWTA 次世代育成強化指定選手の選考基準について

一般社団法人日本車いすテニス協会(以下、JWTA)は、2028 年・2032 年パラリンピック等で優秀な成績を収めることを第一の目的とし、当該 JWTA 次世代育成強化指定選手選考に係る規程を明確に定め、かつ選考過程の透明化を図るべく、選考基準を以下に提示する(*JPC 次世代アスリート育成強化事業選手選考規程を兼ねる)。

但し、パリ 2024 パラリンピック競技大会(以下「パリパラ」という)開催年である本年は、パリパラまでとパリパラ以降の強化戦略を明確に分けるため、強化指定期間の前期(4 月～9 月)と後期(10 月～3 月)で別の選考基準を設けることとし、本規程は前期の選考基準を示す。なお、後期の選考基準は 2024 年 4 月末日までに公表する予定。

2. 選考に際して基準とする事項

- ① 日本車いすテニス協会(JWTA)に登録していること
 - ② 國際テニス連盟(ITF)に登録していること
 - ③ 健康上の問題が無く、車いすテニスを行う上で心身ともに適した状態であること
 - ④ 日本の代表に相応しい人材として、礼節と規律を遵守し、他の選手の模範であること
 - ⑤ 2025 年 4 月 1 日現在にて 22 歳以下であること
 - ⑥ 中途障がい者においては、2025 年 4 月 1 日現在にて 30 歳以下であること
- ※本規程における中途障がい者とは、受傷時（または病気等）による障がい発生が 13 歳以上とする
ただし、過去一度でも JWTA 各種強化指定に選考されたことがある選手は対象外とする
- ⑦ 競技者として JWTA への会員登録年数が 10 年以内であること
 - ⑧ 国内大会に初出場してからの年数が 10 年以内であること
 - ⑨ JPC 次世代アスリート育成強化事業対象(すなわち JWTA 次世代育成強化指定選手)として計 4 年度以上選出経験のある選手は対象外とする（別添「JPC 次世代アスリート育成強化事業_実施要項」参照）
 - ⑩ 以下指定条件の何れかに該当していること。ただし、JWTA 強化指定選手 (S/A/B/C/D) は対象外とする
なお、当期選考に適用する ITF シングルス(ジュニア)ランキングおよび国内ランキングは 2024 年 3 月 25 日付とする。

- ・世界ランキング日本選手内 男子 上位 4名
- 女子 上位 2名
- クアード上位 1名

- ・ナショナルスタッフ推薦枠 3名まで

※世界ジュニアランキングおよび国内ランキング等も参考に推薦

※2028年・2032年パラリンピックに向けて将来性を期待できる選手に限り、強化育成部にて厳正
に 審査し理事会で決定する。(下記『※1、2、3』を参照のこと)

- ⑪ 多種目（日本代表レベル）との併用は認めない。
- ⑫ JWTAより提示する誓約書の内容をよく理解し、署名捺印する意思のこと。

- ※ 1 積極的に国内外の試合に参加するなど、技術向上に努める姿勢などを評価し選考の対象とする。
- ※ 2 自立した行動がとれる者に限る。
- ※ 3 選手の活動意向が本事業の本質に沿わない場合には、選考の対象とはならない。

3. JWTA 次世代育成強化指定選手としての遵守事項

- ・ 指定された合宿への参加
- ・ 指定された国際大会への出場
- ・ 指定された当協会事業への参加協力

※上記記載の合宿、国際大会ならびに各種事業に参加あるいは出場が出来ない場合は、事前に
強化育成部に理由を書面にて申告、強化育成部の了解を得なければならない。

- ・ 大会出場予定ならびに結果報告
- ・ 健康など医学的状況変化の報告
- ・ アンチ・ドーピングに関する各種規定
- ・ 日本パラリンピック委員会、国際テニス連盟、日本車いすテニス協会等の諸規則
- ・ 社会の一員であることを常に自覚し、法令を遵守し行動すること

以上